

第四次産業革命に向けた競争政策の在り方に関する研究会（第7回） 議事要旨

日時：平成29年6月2日（金）14:00-16:00

場所：経済産業省別館104 各省庁共用会議室

出席委員（8名）

大橋座長、川濱委員、武田委員、立本委員、林委員、原田委員、平塚委員、森委員

議事概要

事務局から報告書案について説明の後、質疑応答が行われた。委員からの主な御意見は以下のとおり。

- ・ P26 のアクセス拒絶の「例外的な場合」について、個人的には、エッセンシャルファシリティ（不可欠施設）に対するアクセスというだけではなく、個人情報保護法の開示請求権や、預金に関する閲覧請求権を認めるような議論を想定している。
- ・ 共同行為について、デジタルカルテルはさることながら、データの共同収集の話がでてくると思われる。その際に、企業が価格に関するデータ等、過度に情報を集めてカルテルのようなことをすれば独禁法上の問題にはなるだろうが、原則的にはデータの共同収集自体は問題無い、競争促進的である旨を追記した方が良いのではないか。
- ・ この研究会では抽象的な議論と競争的な評価をしている一方、公取委では具体的に悪影響を及ぼす行為を議論して違反行為の類型を示しており、方向性が違う。公取委では違法行為の要件について厳密に議論をしているので、齟齬が生じないように、公取委との調整が必要ではないか。公取委は、今後は国際的に発信をしないといけないと考えているようで、海外の相場観との平仄を合わせようとしており、このような観点からも調整は必要。
- ・ アクセス拒絶の「例外的に」というのも誤解を招く書き方。単独のアクセス拒絶でも問題になることはあるので、例外とは言い切れない。独禁法に関する文言についてはわずかなことで誤解を招くことがあるので、文言の整理は慎重にしたほうがよい。

→（事務局）

公取委の研究会報告書が先行して公表されると聞いており、必要に応じて引用したいと考えている。

委員のご指摘は「経済界が本報告書を読んだときに萎縮効果を与えないように」というご趣旨と理解している。

- ・公取委は、決して違法行為を列挙するだけのものではなく、合法行為を例示することを目指しているように思われる。
- ・優越的地位の濫用や中小企業保護については、公取委の報告書では触れてないところなので、そういうことは本報告書に書くことは重要だと思われる。中小企業は第四次産業革命の担い手であり、優越的地位の濫用の規定は、中小企業保護という後ろ向きの観点ではなく、担い手の一人である中小企業のイノベーションを妨げるものへの対応という考え方ができる。こうした発想は、欧州では容認されている理論でもある。
- ・共同収集は、原則問題無いということを出す必要がある。「例外的」だと受け取る人によって意味合いが違うので、それをクラリファイする必要がある。
- ・クラリファイするといっても規制色が強くなってしまう。欧米でも議論できていないところでもあり、あまり書き込んでしまうのはどうなのか。
P12～P13の「状況と行為」について、原案の書き方だと過剰規制を招くおそれがある。まず行為があり、それが市場に悪影響を及ぼすかは市場の環境が関わってくるというのが日本法や米国法の考え方であるが、この報告書では、現に悪影響があったときに逆算して状況と行為を捉えるような書きぶり（状況÷行為）になっている。状況から入って、何か行為がなかったかを探すようなやり方は、日本法や米国法では取っていない手法である。
- ・5.の部分に関しては、行為の評価ではなく、4つの類型に対して市場閉鎖がしやすいかどうかという客観的状況について分析したものとなっている。データの集積や活用そのものは競争促進的なものであるはずであり、データ収集方法に問題が無い限り、（収集により）良いものを作るというのは競争促進的といえる。したがって、競争政策上問題があるかという観点からは、他人の利活用を妨げるようなことがいけない、ということであり、活用が問題なのではなく、行為が問題であると書いたほうがいい。公取以上に介入主義的な記載であるように感じ、それでは経済産業省が発するメッセージとしては意味が無い。

→（事務局）

ここでは、市場の独占＝悪というようにも思われているところ、大きくなるのが悪いことなのか、という問題提起を行っている。実質的に抱き合わせ行為に近いようなことをしている人が仮にいたとしても、それが必ず悪いことと言えるのか、という議論のためにこのような書き方としている。

御指摘の通り、独禁法が規制する対象は「行為」であり、その本質は状況ではなく行為のほうにあると考えているので、いまの書きぶりでは言葉足らずだが、加筆や必要に応じて順番の入れ替え等に対応したい。

- ・たしかに見直すとそのような印象を受ける。事務局の言うように順番を変えて、「状況×行為」を「行為×状況」にすることも一案。
- ・最初に抽象的な行為を挙げている結果、わかりづらくなっている。まず活用すること自体はよい、ただしある行為はダメだというのが原則で、その上で、行為があってもよい場合もある、という原則が書いていないのがよくないのではないか。
- ・P8(3) データの活用モデルの6行目中程からの「一方、リアルデータの…」について。付随提供型と他面活用型は実際の事例の数には差がある印象をもっているが、同数のように見えてよいのか。付随提供型が中心で、一部が他面活用型なのか。ヒアリングを踏まえて書きぶりを考えていただきたい。

→（事務局）

他面展開型がどこまで多いのか、もう一度ヒアリング結果を確認したい。いずれにせよ、いくつかの事例が確認できたことには違いない。

確かに、印象としては付随提供型と他面活用型との間には数の開きはあるが、付随提供型・他面活用型が多面連動型との間に数の開きがあることを踏まえてこのような書きぶりにしたものの。

- ・P15の集積のステップについては、BtoBのみならず、パーソナルデータのような個人のデータの収集の例（BtoC）もあったほうが良いのではないか。多面連動型にはネットワーク効果があるという論点とも重なるので、両方書いた方がバランスは良いのではないか。

→（事務局）

ここは「特定の工場がデータを出さなければならないのか」という懸念を払拭する目的で書いた記述であった。BtoCの書きぶりについては検討する。

- ・違う視点からの発言になるが、排除措置命令が出ると、問題解消措置はどうか、という観点がある。データが他のインフラや知的財産と何が違うのかを考えていく必要がある。データはどこまで切り分けが可能かという問題があり、また継続的にデータが入ってくることに価値があるという側面もある。これに対する回答は何処にも無いが、問題解消措置の難しさをどこかにかけてあげれば、何が違法になるのかの裏返しとなり、報告書の論理や説得性が高まるのではないか。
- ・違法性の特定が難しいということの問題解消措置から述べることで、説得性が高まる。
- ・今のご指摘は、例えばデータオーナーシップとの関連でも問われる話だろう。回答が出来ないから、データオーナーシップを作りましょうという話になる。その話に踏み

込む必要は無いが、この論点を報告書で述べる際に、オーナーシップについても紹介してもらえたら良いと思う。

- ・ P16の「また、データを得るための…」について、機器に搭載されたGPSから得たデータを利用していることは事実だが、機器から直接取得できる者は限られており、多くの者はインストールされているアプリによってデータを得ているので、そこに「アプリを経由して」等の文言を入れてはどうか。
- ・ 企業の人たちと話して思うのは、第四次産業革命、connected industriesの時代となると、知財のような排他的なものを使うことは馴染まず、競争法の時代になるのではないか、ということ。
- ・ 他方で、今後は協調の時代、異分野同士のアライアンスの時代になってくる。そういうときに競争環境整備室が、競争の中での異業種協調のあり方を検討してもらえればありがたいという意見も産業界の中にはある。私も賛同している。
- ・ P32の上の四角囲い「乙が…」は具体的にどのようなものをイメージしているのか。

→ (事務局)

中小企業がそのサイトでなければ取引できない、ということを想定している。

- ・ 本報告書は、企業の事業戦略や経営企画などの目線で見ると、コンパクトに分かりやすくまとめられている。特にP9はパターンが非常にコンパクトにまとめられている。
- ・ 多くの企業は事業部制を取っているが、事業部毎に閉じた体制で対応出来るのは①だけであり、異なるサービス同士がつながる②~④はそれでは済まないもので、その意味で企業が自らを見直すきっかけとなり有意義である。事業者において、自社は①であるが、ライバル企業は②や③であるといった比較検討を行う際にも役に立つ。
- ・ 本研究会に参加させていただき、どう立ち回っていけばいいのか、先鞭を付けるにはどうしたらいいのかといったことを考える、非常に良い機会だったと思う。
- ・ 企業では、データをためるべきか捨てるべきかどうかの判断に迫られている。ためすぎても、その中から有用なデータを探すのが大変になるので、自分の経験上、全部ためておくべきとはいえない。今後はどういうデータを選んで、何に使っていくかどうかを明確にする必要がある。ためこむ量にしてもそこから必要なものを探すにしても、結局は資本力のある企業が有利であり、そこへの立ち向かい方を考えないといけない。

以上